

平成 2 2 年第 3 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 2 2 年 9 月 2 8 日（火曜日）

---

議事日程（第 3 号）

平成 2 2 年 9 月 2 8 日（火）午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について
- 日程第 3 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 4 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 5 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 6 議案第 5 1 号 平成 2 2 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 7 議案第 5 2 号 平成 2 2 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 8 議案第 5 3 号 平成 2 1 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5 4 号 平成 2 1 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 6 号 平成 2 1 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 5 8 号 平成 2 1 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 5 9 号 平成 2 1 年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について

- 日程第 1 5 議案第 6 0 号 尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 6 1 号 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 6 3 号 尾鷲市過疎地域自立促進計画について  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 1 8 発議第 6 号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 1 9 発議第 7 号 三鬼和昭議員に対する辞職勧告決議について  
(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員(15名)

1 番 北 村 道 生 議員	2 番 内 山 議員
3 番 端 無 徹 也 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 三 林 輝 匡 議員	6 番 神 保 美 也 議員
7 番 南 靖 久 議員	8 番 三 鬼 和 昭 議員
9 番 與 谷 公 孝 議員	10 番 大 川 真 清 議員
11 番 濱 中 佳 芳 子 議員	12 番 三 鬼 孝 之 議員
13 番 高 村 泰 徳 議員	15 番 中 垣 克 朗 議員
16 番 真 井 紀 夫 議員	

欠席議員(1名)

14 番 濱 口 文 生 議員

説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	横 田 浩 一 君
会計管理者兼出納室長	宮 本 忠 明 君
市長公室長	仲 明 君

市長公室参事	川口拓也君
総務課長	三木正尚君
防災危機管理室長	川口明則君
税務課長	奥村和俊君
福祉保健課長	大倉良繁君
環境課長	野田耕史君
市民サービス課長	南進君
建設課長	大屋一君
新産業創造課長	奥村英仁君
水産農林課長	小倉宏之君
水産農林課参事	上田敏博君
水道部長	佐々木進君
尾鷲総合病院事務長	諦乗正君
尾鷲総合病院総務課長	中森將人君
尾鷲総合病院医事課長	世古讓治君
教育委員長	平山豊君
教育長	畑中伸稔君
教育委員会教育総務課長	大川一文君
教育委員会生涯学習課長	川端直之君
監査委員	濱田俊次君
監査委員事務局長	濱野薫久君

議会事務局職員出席者

事務局長	山本和夫
議事・調査係長	竹平專作
議事・調査係主査	岩本功

〔開議 午前10時00分〕

議長（南靖久議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立をいたしております。

本日の欠席通告者は、14番、濱口議員は病気のため欠席であります。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略いたしたいと思  
います。

ここで、去る6月定例会において、東海市議会議長会及び全国市議会議長会よ  
り、議員永年勤続35年以上のはえある特別表彰を濱口文生議員が受賞されまし  
たことをご報告させていただいたところでございますが、このたび、地方自治行  
政に長年貢献されたご労苦に対し、総務大臣より感謝状が贈呈されることとな  
り、10月に東京都においてその贈呈式がとり行われるとの通知がございました。  
濱口議員は、本日欠席されておりますが、ここに心からお祝いを申し上げますと  
ともに、皆様にご報告申し上げます。

続きまして、市長より発言の申し出がありますので、これを許可することにい  
たします。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

本定例会に提出させていただきました平成21年度尾鷲市一般会計・特別会計  
歳入歳出決算書と決算参考資料の一部に誤りがあったため、予算決算常任委員会  
初日の冒頭のあいさつの中でおわび申し上げます。その後、平成21年度尾鷲  
市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書及び平成22年度尾鷲市一般会計  
補正予算書（第5号）及び予算説明書においても一部誤りがあったため、おわび  
を申し上げ、既に議員の皆様方のご理解をいただき、訂正をさせていただきました  
が、たびたびのミスが生じたことにより、議員の皆様方には大変ご迷惑をおか  
けし、おわび申し上げます。今後、再発防止に努めてまいりますので、ご理解の  
ほど、よろしく願います。大変申しわけございませんでした。

議長（南靖久議員） それでは、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めたい  
と思っておりますので、よろしく願います。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において5番、三林輝匡議員、6番、神保美也議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第47号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」から日程第17、議案第63号「尾鷲市過疎地域自立促進計画について」までの計16議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました16議案につきましては、所管の常任委員会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、予算決算常任委員会、與谷公孝委員長。

〔9番（與谷公孝議員）登壇〕

9番（與谷公孝議員） おはようございます。

私ども予算決算常任委員会に付託になりました議案第47号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」、議案第48号「平成22年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第49号「平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第50号「平成22年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第51号「平成22年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第52号「平成22年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第53号「平成21年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第54号「平成21年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第55号「平成21年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第56号「平成21年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第57号「平成21年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第58号「平成21年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」、議案第59号「平成21年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について」、以上、13議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

去る9月15日から17日及び同月21、22日の5日間にわたり、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長、会計管理者兼出納室長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第47号から52号の補正予算にかかわる6議案につきましては、全

会一致で原案のとおり可決すべきものと決し、議案第53号から59号までの決算7議案につきましても、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、冒頭、市長も、今回の審査に当たりまして、おわびと謝罪がございました。今回の予算決算審査をするに当たりまして、執行部より提出された決算書の資料であり、財産に関する調書及び補正予算の説明資料である市債の平成20年度末及び平成21年度末における現在高並びに平成22年度末における現在高見込みに関する調書に記載誤りがあり、付随して決算審査意見書も関連する項目で記載誤りとなる訂正が行われました。そのため、決算参考資料においては記載漏れがあり、差しかえをしております。また、病院事業会計決算資料においても、修繕費内容の記載誤りを議員より指摘され、これも差しかえを行っております。

今回のようなミスは、決算書と資料の整合性を図り、チェックを怠らなければ防げるものであり、執行部の怠慢と言わざるを得ません。本定例会での資料誤りの多さは、私が知る限り、過去に例がないと思います。これは、審査する以前の問題であり、執行部においては、今後このようなことがないよう、資料とはいえ、議案に附属して提出する以上、しっかりと精査した上で提出すべきであることを強く指摘させていただいたことを申し添え、予算決算常任委員会としての報告いたします。

議長（南靖久議員） 次に、総務産業常任委員会、真井紀夫委員長。

〔16番（真井紀夫議員）登壇〕

16番（真井紀夫議員） 総務産業常任委員会に付託になりました議案第61号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、議案第63号「尾鷲市過疎地域自立促進計画について」の2議案について、委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

9月24日午前10時より、市長、副市長、関係課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました2議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 次に、生活文教常任委員会、内山 委員長。

〔2番（内山 議員）登壇〕

2番（内山 議員） 私ども生活文教常任委員会に付託になりました議案第60号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」の1議案につ

きまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

去る9月27日午前10時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査した結果、付託されました議案第60号につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたのでご報告申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず最初に、日程第2、議案第47号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（南靖久議員） 起立全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第48号「平成22年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第49号「平成22年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第50号「平成22年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

議長（南靖久議員） 挙手多数であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第51号「平成22年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第52号「平成22年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第53号「平成21年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第9、議案第54号「平成21年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第54号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第10、議案第55号「平成21年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第55号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第11、議案第56号「平成21年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第12、議案第57号「平成21年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第13、議案第58号「平成21年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第14、議案第59号「平成21年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第15、議案第60号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第61号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第63号「尾鷲市過疎地域自立促進計画について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、発議第6号「21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書について」を議題といたします。

ただいま議題となりました発議につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理

由の説明を求めます。

9番、與谷公孝議員。

〔9番（與谷公孝議員）登壇〕

9番（與谷公孝議員） 案文の朗読をもちまして、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書（案）。

我が国の景気の現状は、好調な輸出を背景に、リーマンショック後の最悪期は脱することができました。しかしながら、依然として低成長にとどまっており、雇用情勢も新卒未就職者が数多く出るなど厳しい状況が続いています。

特に地方経済は深刻で、中小零細企業はデフレの影響や公共投資の大幅削減の影響で、長引く不況にあえいでいます。

したがって、政府は当面の景気回復のための経済対策を打つべきであり、特に地方経済の振興は、国の景気対策として欠かせません。そのためには、政府が地方振興策及び地方の雇用拡充を重要な施策として取り組み、必要な公共投資を積極的に行うことで景気対策を進めるべきであり、公共施設の耐震化や、近年多発しているゲリラ豪雨などへの災害対策は必要な公共事業として潜在的需要が高まっていると考えます。

このように、必要な公共投資は着実に推進すべきであり、地方経済が活性化する効果も大いに見込めます。

政府におかれては、地方の雇用拡充と内需振興を図る景気対策のために、真に必要とされる以下のような21世紀型の公共投資について、予算確保と執行を強く求めます。

記。1、学校など公共施設の耐震化に積極的に取り組み、雇用の拡充と地方経済の活性化を図ること。

2、太陽光発電の設置や、介護施設の拡充といった21世紀型の公共投資を着実に促進し、内需の振興を図ること。

3、老朽化した施設（橋梁、トンネル、上下水道管など）の計画的な更新・大規模修繕を積極的に推進し、地域生活の安全と地方振興に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第6号「21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書について」を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程第19、発議第7号「三鬼和昭議員に対する辞職勧告決議について」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、三鬼和昭議員の退席を求めます。

(三鬼和昭議員 退席)

議長(南靖久議員) ただいま議題となりました発議につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

12番、三鬼孝之議員。

[12番(三鬼孝之議員)登壇]

12番(三鬼孝之議員) 提案理由の説明は、辞職勧告決議(案)の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

三鬼和昭議員に対する辞職勧告決議(案)。

三鬼和昭議員については、平成22年7月7日、女性職員に対するセクシャルハラスメントの疑いで尾鷲市議会議員政治倫理条例に基づく調査請求が出され、7回に及び政治倫理審査会で厳正なる審査の結果、8月27日には議長より厳重注意と今任期中(平成25年5月30日満了)の役職停止の処分が文書で通

知されている。

さらに大きな問題は、三鬼和昭議員に対する第4回審査会が開催されていた7月27日、端無徹也議員が開設するインターネットのブログに、セクハラ問題から目をそらす意図ともうかがえるような審査会を誹謗中傷するコメントが投稿されていたことである。

このブログのコメントについて議員有志で発信元を調査した結果、南靖久議長が公務で外出中の時間、しかも審査会が開かれていたさなかに、すぐ前の議長室のパソコンから発信されていたことが判明しました。コメントが投稿された時間帯には、議長室には三鬼和昭議員と北村道生副議長の2人の在室が確認をされており。

北村道生副議長から当時の事情について詳しい聞き取りを行った結果からも、三鬼和昭議員が議長室の議長専用パソコンを無断で使用し、インターネットの閲覧だけでなく、ネットへの発信元が不透明な部分を悪用して、審査会に対する誹謗中傷のコメントを投稿したことがほぼ特定された。

このため、私たち議員有志が南議長を通じて三鬼和昭議員に聞き取りを求めたところ、「ノーコメント」との返答であり、議員として説明責任を果たそうとしない態度は道義的にも許せないと言わざるを得ない。

「平等市民」などと語り、ブログを悪用した陰湿きわまりない行為は市民の代表として許されるものではなく、議員の良識もさることながら、尾鷲市議会の品位と名誉を損なうものである。

よって、尾鷲市議会は、三鬼和昭議員の道義的な責任を厳しく問い、速やかな辞職を求めるものである。

以上、決議する。

平成22年9月28日提出。尾鷲市議会。

以上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

11番、濱中佳芳子議員。

11番（濱中佳芳子議員） きょう初めてこの案を見せていただきまして、かなり重大な議案であることから、まだちょっとはつきりとしがない部分が多いので、聞かせていただきたい部分を何点か質問させていただきます。これまで新聞報道など

で目にする事しか情報がなかったものですから、その辺、少しお答えいただきたいと思います。

これは有志の方の記者会見のところから得た情報ですけども、パソコンの情報公開をされたと。エキサイトブログ社のサーバーへ接続されたことが確認されているというふうに聞いております。エキサイトブログ社の中には数万のブログが存在しておいて、その中には本市議会の議員が管理するブログも複数存在するという事もわかっております。その中の一つである端無議員のブログへ接続されていたことが確認できたのか、できていたとするならば、それはどのような方法で証明されるのかということをもまず聞かせていただきたいと思います。

議長（南靖久議員） 12番、三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） 有志議員8名で市長に閲覧というか、図書室も含めた議長の4台のパソコン、それによって、ほぼ市役所内からの発信が確認されて、議長と副議長のパソコン、どちらかは確定は今のところできませんけれども、同じ時間帯に端無議員のブログに書き込んだという時間帯が一致した部分がありますので、その辺のところ大きな証拠になったのではないかと思います。

議長（南靖久議員） 11番、濱中佳芳子議員。

11番（濱中佳芳子議員） じゃ、次になんですけども、今、4台のことを調べたというふうにお答えをいただきました。これまで議長がコメントもあったと思うんですけども、市役所内のパソコンを全部調べることは業務上不可能だと思っております。ただ、市のコンピューターには同じIPアドレスを持つパソコンが300台以上あると聞いております。今回、そのうちの4台が調べられたと。例えばなんですけども、インターネット犯罪というものには、書き込みによる中傷や脅迫などが問題になっていることが多くて、その中には、なりすましと言われる、ほかのパソコンから関連するIPアドレスを使い、書き込みをすることができる方法があるとも聞いており、平成11年には不正アクセス行為の禁止等に関する法律が施行されているということからも、これが可能であるということが確認できております。これがネット犯罪の操作を難しくしているとも言われているということも聞いています。この方法は、学生なんかでのインターネット犯罪の中でも多用されているというふうに聞いて、中学生でも操作ができる可能性のあるものだということにも聞いております。

提案者の三鬼議員も、記者会見で、特定するのは警察でも至難のわざと答えられておりましたけども、ただノーコメントというだけで書き込み者本人を特定さ

れたのかどうか、そのあたりの状況をご説明いただきたいと思います。

議長（南靖久議員） 12番、三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） 書き込みの内容からいいますと、まず、職員ではあり得ないということですね、内容からいくと。そうすると、市長を通じて調べてもらった結果の状況の中で、時間帯も一致しておるといようなことで、これはもう議長室から発信されたのは間違いのないという確証のもとで、こういう提出に至ったわけでごさいます、その議長室に当時の時間帯にいたのが、当時の三鬼和昭議員と北村道生副議長がいたということで、副議長のお話では、当初は本人はパソコンはいらっていなかったと言っていたけども、市長を通じて調べた結果、北村副議長によりますと、三鬼和昭議員が議長のパソコンを使っておった認識はあるけども、記憶がないという返事でごさいます、認識と記憶がどう違うのか僕もわかりませんが、その辺の判断でということでごさいます。

それと、さきの全協で、本人が確証があるのかというお話がありましたけれども、確かに本人が言っている市役所のパソコンからインターネットに何万とあるブログ、これが証明できるのかどうかという発言がありましたけれども、私に言わせれば、そういう確証をとれないという認識のもとで白昼堂々と政倫審のさなかに議長室の議長のパソコンを使ってブログに書き込んだという行動に移ったんじゃないかという、私はそういう認識であります。

以上です。

議長（南靖久議員） 11番、濱中佳芳子議員。

11番（濱中佳芳子議員） じゃ、これで最後になりますけども、そもそもこの問題は、非公開で開かれた政治倫理審査会の秘密の漏えいという、自治法第134条の懲罰事由に当たる問題から端を発していると思うんです。これは、非公開が続く限り、秘密漏えいに対する法的責任は限りなく続くということも聞いております。市民の皆様からも再三指摘されているんです。それで、私自身も審査委員であったことから、今後この問題がどうなるのかとても気になっております。秘密漏えいさえ起きなければ、この問題も起きなかつたらろうということも想像できるんですけども、当時の委員会の会長として、三鬼議員はこの問題に対してどう思われるのか、そのあたりもお聞きしたいと思います。

議長（南靖久議員） 直接的にはこの決議とは関係ないと判断するんですけども、この際、特に許可いたしたいと思います。

12番、三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） 先ほどの濱中議員の質疑の内容につきましては、政倫審のことでございますので、今回の辞職決議案とは別問題でございますので、答える必要はないです。

議長（南靖久議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 他にないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

15番、中垣克朗議員。

〔15番（中垣克朗議員）登壇〕

15番（中垣克朗議員） 「朋友よ、憤怒の川を渡る勿れ」、私はそういう思いで心の痛みを感じながら、ただいまの三鬼孝之議員の発議に反対討論をさせていただきます。

これは、まさに前代未聞の事件であり、心傷つけられた孝之議員の心情に同情しつつも、指摘内容に反対なのではなく、辞職勧告というレッドカードにいささか戸惑いがあり、せめてイエローカードにしてもらえないかという趣旨の提案であります。何もそこまでしなくてもという私の言葉にだれ一人として耳を傾けてくれないかもしれませぬ。同調者はいないかもしれませぬ。しかし、これは議事録に残ります。恨みも残ります。新たな紛争の火種になることも想定されます。

人間の尊厳の軽視につながる行為はあってはならないし、職場の就業環境を悪化させる行為は慎まなければならないし、排除すべきです。一度女子職員の背中に触れながら通り過ぎる議員のしぐさを見た時の不愉快さがきっかけで、1カ月後に問題視され、すべてはそのセクハラ問題提起から始まりました。若い議員の潔癖さや正義感からだったのか、恠気に似た過剰反応だったのか、一度ではなかったという日常行為の安易な動作の糾弾の是非の真相はやぶの中であります。

民主主義はマジョリティーの原則で成り立っています。しかし、多数は必ずしも良心の反映でない場合があります。

昨年、私の勤続10周年の祝賀会を開いていただいた際、「政治は人を動かすことです。人を動かすには心を動かすことです。心を動かすには言葉で心を傷つけることなく、温かい心のこもった言葉で接すべきです」と申し上げました。

「山積する諸課題に対処して、執行部も議会も市民の心に響く活動を意識し、果

敢に望みにこたえる責務がある」と申し上げました。

至難な総合病院の経営、官民協働の総合計画、尾鷲市過疎地域自立促進計画、教育福祉問題、水産農林商工問題、きめ細かい主要施策の推進など、税収減が続く中で、住民ニーズの多様な推移に適合し、妥当な市政運営であるのかのチェックや提言が求められている私たち本来の職務の実態を、どのように市民へのメッセージを発信すべきなのでしょう。議員活動をしているのに、セクハラ問題しかしていないと誤解なさる方もおるのでございます。

孝之さんも和昭さんも、数値に強く財政分析にたけています。相互の心中をそんたくし、骨肉の争いを回避し、持てる力の発揮に邁進してほしいものです。和昭さんは、生後間もなく、お父さんが荒海で遭難し、母子家庭で苦労なさったと伝え聞いております。努力して今日までたどり着いたのに、議員としての晩節を汚さないでほしいと思います。

彼の名誉のためにも、南議長の言葉を再現します。くだんの女子職員に確認したところ、「背中をさわられたのは事実ですが、私はセクハラと思っていません。もうそっとしてほしい」と答えられたそうです。

過信やおごりが、時として人間的資質の欠落した言動につながり、人を不愉快にさせます。しかし、ブログ事件は、行為の危険性も反社会性も犯意もある犯罪であります。しかし、限りなく黒に近い状況証拠だけで、だれがしたのか究極の断定はできません。だから、私は孝之さんに告発すれば訴追してくれて解決すると申し上げたのです。

8人の有志のかたい結束のきずなに水を差したりいさめる勇氣はありません。でも、「何か忘れてはいませんか」とささやきたかったのです。辞職勧告にはどうしてもなじめず同調できなかつたのであります。心の痛みを共有して、怨念、怨嗟の連鎖は回避に努めようではないと呼びかけたかったのであります。不毛の論争や闘争ではなく、円滑な議会活動の前進を念じつつ、私のアンチテーゼの反対討論の理由表明といたします。

議長（南靖久議員） 他に討論はございませんか。

11番、瀨中佳芳子議員。

〔11番（瀨中佳芳子議員）登壇〕

11番（瀨中佳芳子議員） 発議第7号「三鬼和昭議員に対する辞職勧告決議について」に対する反対の立場から討論をいたします。

今回のパソコン問題は、人権を尊重して非公開で開かれていたはずの尾鷲市議

会政治倫理委員会の内容が漏えいし、一部掲載されるという地方自治法第134条の議員による秘密漏えいという懲罰行為に端を発したと感じております。この法律による懲罰行為である議員による秘密漏えいを置き去りにすることに違和感を感じています。

そして、提案者による提案理由についても、確実な証拠とされるものがなく感じられました。議長室にいたことなどの状況のみで判断されていること、また、先ほどの説明の中でも、書き込んだことが確実に特定できる証拠が感じられなかったことから、確実な証拠がないことを裏づけるものではないのかなと思えます。

こういったことで、昭和57年に衆議院において、確証のない事件に関連して議員辞職勧告案が提出されたときに、当時の議会運営委員会は、学識者の意見を参考に、こういった場合の議員辞職勧告案は決議としてふさわしくないと指摘されております。そして、同案が取り下げられた事例が報告されております。

特に、議員は住民の直接選挙により選出されるものであり、議会運営を論じる多くの見識者は、何の調査権や捜査権も持たない議員が同じ立場の議員に対する辞職勧告案の提出を賛成できないと示しています。

何ら法的拘束力がなく、いかにその決定に従う必要がないと言われることとはいえ、今回のように確証もないのに状況判断だけで議員有志という数の理論で同僚議員に対して議員辞職勧告案をする提案は、民主主義の乱用と受け取られるのではないかと思います。さらに、本議会の議会運営においても今後大きな影響を与えられることから、賛成できないと考えております。

以上で、この発議案に対する反対の立場で討論といたします。ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第7号「三鬼和昭議員に対する辞職勧告決議について」、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（南靖久議員） 起立多数であります。

よって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

ここで、三鬼和昭議員の入場を求めます。

(三鬼和昭議員 入場)

議長(南靖久議員) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長(岩田昭人君)登壇〕

市長(岩田昭人君) 議員の皆様、大変ご苦労さまでございました。

去る6日の開会以来、ご提案を申し上げました「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決について」を始めとする各種重要案件につきましては、終始慎重にご審議をいただき、いずれもご承認賜りまして、まことにありがとうございました。

審議の中におきまして、いろいろご指摘、ご意見等いただきました点につきましては、今後、執行に当たり十分心してまいりたいと存じますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長(南靖久議員) 去る9月6日以来、長い間まことにご苦労さんでございました。

これをもって平成22年度第3回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前10時50分〕